

しかしこれを国別に見てみると、例えば、214（血圧降下剤）では、米国は30成分中22成分（73.3%）と高い割合を示しているのに対し、ドイツは37成分中10成分（27.0%）、イギリスは29成分中8成分（27.6%）とそれほど高い割合となっていない。同様に117（精神神経用剤）でも、米国が32成分中14成分（43.8%）であるのに対し、ドイツ29成分中6成分（20.7%）、イギリス31成分中6成分（19.4%）となっている。一方、112（催眠鎮静剤、抗不安剤）では、ドイツが13成分中7成分（53.8%）であるのに対し、米国15成分中3成分（20.0%）、イギリス9成分中2成分（22.2%）とドイツが他に比べて高い割合を示している。また、218（高脂血症用剤）では、イギリス7成分中5成分（71.4%）、米国8成分中5成分（62.5%）と高い割合であるのに対し、ドイツ7成分中0成分（0.0%）と際立った差が見られる（図3-3、表3-2）。

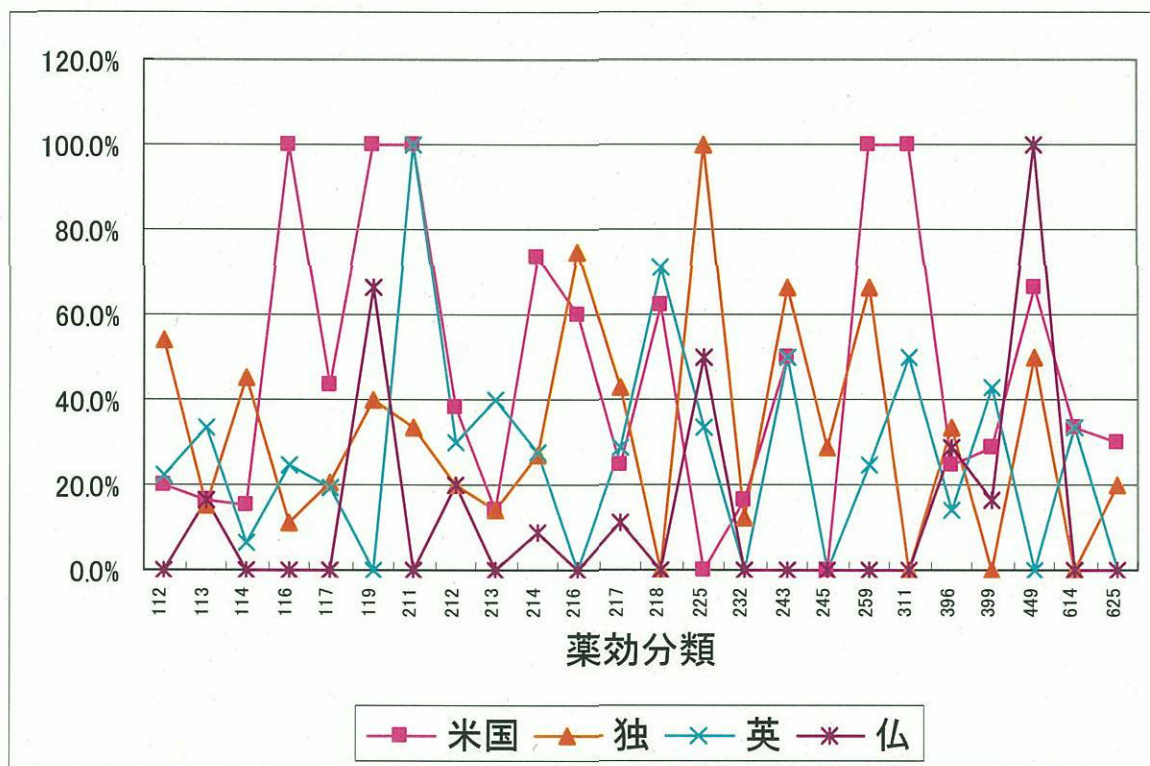


図 3-3 フラットプライスが2成分以上含まれる薬効分類における国別フラットプライス品目の率

表 3-3 薬効群別、国別割合(フラットプライスが2成分以上ある薬効群を対象)

	米国		ドイツ		イギリス		フランス		全体	
	薬効分類	フラットプライスの比率	薬効分類	フラットプライスの比率	薬効分類	フラットプライスの比率	薬効分類	フラットプライスの比率	薬効分類	フラットプライスの比率
1	119,259,116	100%	225	100%	218	71.4%	119	66.7%	259	100%
2			216	75.0%	399	42.9%	396	28.6%		
3					213	40.0%	214	9.1%		
4	214	73.3%	243,259,629	66.7%	113	33.3%	—	—	211,449	66.70%
5	449	66.7%			212	30.0%	—	—		

3. 3. 4 2カ国以上でフラットプライスのある成分

2カ国以上でフラットプライスのある成分は、全部で48成分であった。このうち4カ国ともフラットプライスである成分はなく、3カ国でフラットプライスである成分は、11成分である。また、含量の複数規格がある国すべてでフラットプライスのある成分は、17成分であった。

フラットプライスなし	304
米のみ	57
独のみ	41
英のみ	18
仏のみ	5
米独	9
米英	16
米仏	3
独英	6
独仏	2
英仏	1
米独英	7
米独仏	3
米英仏	0
独英仏	1
合計	473

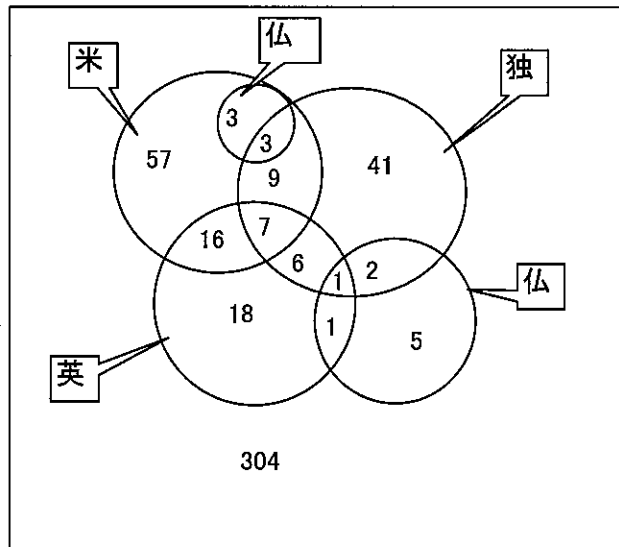


図 3-4 複数の国の間でフラットプライスに該当する成分数